

1 6 介護予防支援

(1) 令和6年度介護報酬改定で変更があった加算等（根拠法令）

令和6年度報酬改定で要件の変更及び追加となった加算等は以下のとおりです。加算等を取得する際は算定要件の確認をお願いします。

- ・介護予防支援費（Ⅱ）（H18厚労告129 別表 イ（2）、注2）
- ・高齢者虐待防止措置未実施減算（H18 厚労告 129 別表 イ注3、H18 老計発 317001 号他 別紙1 第2の11（1））
- ・業務継続計画未策定減算（H18 厚労告 129 別表 イ注4、H18 老計発 317001 号他 別紙1 第2の11（2））※令和7年4月から適用

(2) 居宅介護支援事業者が市から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い

令和6年4月から居宅介護支援事業者も市から指定を受けて介護予防支援を実施できるようになり、以下の見直しが行われました。

- ① 市長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。
- ② 以下のとおり運営基準の見直しを行う。
 - ア 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみの配置で事業を実施することを可能とする。
 - イ また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。）には兼務を可能とする。
- ③ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。

(3) 委託連携加算

★対象サービス…介護予防支援（地域包括支援センターのみ）

令和3年度報酬改定により、**介護予防支援事業所が委託する個々のケアプランについて、居宅介護支援事業所との情報連携等を新たに評価**するため、委託連携加算が新設されました。要件に十分留意した上で、同加算の算定をするようお願いします。

なお、**利用者の要介護度認定区分が要介護から要支援に変更**したことにより、ケアマネ

ジメントの提供主体が居宅介護支援事業所から介護予防支援事業所に変更された場合であって、**介護予防支援業務の一部委託先が当該居宅介護支援事業所の同一ケアマネジャーである場合であっても**、以下の算定要件を満たす場合には、当該加算を**算定することは可能**ですので、ご注意ください。

(参考) 根拠法令等

H18 厚労告 129 別表 ハ

注 指定介護予防支援事業所（**地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。**）が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 2 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）に委託する際、当該**利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合**は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者 1 人につき 1 回を限度として所定単位数を加算する。

H18 老計発 0317001 号他 別紙 1 第 2 の 11(5)

当該加算は、指定介護予防支援事業所（**地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。**）が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 2 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者 1 人につき 1 回を限度として所定単位数を算定する。なお、当該委託にあたっては、当該加算を勘案した委託費の設定を行うこと。